

ハインリヒ四世と教会 (一)

井 上 雅 夫

はじめに

ハインリヒ四世は、六歳で父を継いだ一〇五六年から数えれば、一一〇六年になくなるまで五十年、十五歳での親政の開始からでも四十年⁽¹⁾、更に本格的な親政を始める一〇六〇年代の終りから⁽²⁾数えても三十五年間王位にあった。中世ドイツの王の中でフリードリヒ一世とともに彼は最も長期にわたって王位を維持した人物であった⁽³⁾。この点だけでも彼の治世は注目すべきものであるが、彼の治世はまた文字通り波瀾万丈であった⁽⁴⁾。この長い治世の中で彼は多くの反乱やさまざまな苦難を味わったが⁽⁵⁾、彼はこの苛酷な運命の中で強靱に辛抱強く耐え抜いたとも言えるのである⁽⁶⁾。

彼の時代はちようど法王権の抬頭期であり、これに関連する内外の動きの中で彼ほど反対派、敵から多くの厳しい非難や中傷を浴びせられた王も稀であるう⁽⁷⁾。ランペルトやブルーノと言った当時の代表的な史書を残した人々が大部分決定的な反対派であったことは⁽⁸⁾、彼にとって不運なことであった。彼らから得られるハインリヒ像は当然のこ

とながら否定的なものである⁽⁹⁾。彼を「残忍な暴君」とし、彼の二つの悪徳として「残忍性と好色」を挙げたブルーノは⁽¹⁰⁾、王は「あらゆる破廉恥行為の場である青年時代に入り……全く徳の道をあきらめ、彼の欲望に従うことを決めた」と述べている⁽¹¹⁾。ランペルトも同様に、アンノが宮廷を去ると王は解放されたかのようにあらゆる恥ずべき行為を行い始めたと言っているのである⁽¹²⁾。

今日でもこうした否定的なハインリヒ像に影響され⁽¹³⁾、彼については賢い抜け目のなさ、無愛想さ、不信感と言った性格⁽¹⁴⁾や、同様に腹黒さ、軽率さ、良心のなさ、陰險さ等の悪い性格⁽¹⁵⁾が指摘されることが多いのである⁽¹⁶⁾。このような見方が正しいのかどうかは今措くとして、こうした性格づけから受ける印象では、ごく一般的に言つてハインリヒはおよそ宗教や信仰と言つたものと無縁の存在のようにも見えてくるのであるが⁽¹⁷⁾、果して実際はどうであったであろうか。このことはハインリヒへの全体評価とも深く係わる問題であり、あらためて考えてみる価値があるように思われるのである。そこで本論では、ハインリヒ像全体の再検討も含め、特に彼の破門をめぐる問題を中心にして彼と教会、信仰との関係をさまざまな面から考察していきたい。なお、本稿ではその予備的作業として、ハインリヒと教会改革、及び法王権との関係についてまず考えておきたい。

注

- (1) G. Meyer von Konrau, Jahrbücher des deutschen Reiches unter Heinrich IV. und Heinrich V. (1894, 1964) Bd. V. S. 316.
- (2) G. Tellenbach, Der Charakter Kaiser Heinrichs. IV. Zugleich ein Versuch über die Erkennbarkeit menschlicher Individualität im hohen Mittelalter. (Person und Gesellschaft im Mittelalter. K. Schmidt zum 65. Geburtstag. 1988) S. 364.
- (3) H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte im hohen Mittelalter. (1978) S.151.
- (4) G. Meyer von Konrau, op. cit., Bd. V. S.334.

- K. Hampe, *Kaiser Heinrich IV. 1050–1106*. (Die Großen Deutschen. Bd. I. 1935) S. 93.
- (5) ハンペは少し大げやであるが、ハインリヒの生涯は世界史の伝える最も不幸なものの一つと評している。
- (6) K. Hampe, *Herrschergestalten des deutschen Mittelalters*. (1955, 1978) S. 146.
ibid., SS. 108, 112, 143–144.
 ハンペはまた、晩年の五十歳ごろのハインリヒを運命の打撃によって完全に打ちのめされて不活潑になり弱くなった老人と著せられておられると語ってらるゝと述べている。
ibid., S. 137.
- シュペイトラーは、ハインリヒの最高の性質は彼の強靱さにあつたと評している。
- B. Schneider, *Kaiser Heinrich IV. und seine Helfer im Investiturenstreit*. (1927, 1970) S. 372.
 ハインリヒ自身も、息子に反乱された時にこれに復讐するべきだといふ人々の意見に対し自らは耐え忍んだことを法王パスカル二世宛の手紙で述べている。
- Die Briefe Heinrichs IV. übersetzt von F.-J. Schmale. (Quellen zur Geschichte Kaiser Heinrichs IV. 1974. 以下QHと略す) —以下BHと略す— Nr. 34, S. 108.
 これには叙任権闘争とともに当時の史書においてこれまでのものと違って、情熱や党派心が優勢を占めるようになったことも原因としてある。
- (7) W. Wattenbach・R. Holtmann, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter*. (1967) S. 371.
 ハウクは、フランク王の中でハインリヒはドイツ国民の大部分からひどく嫌われた者はいなかったとさえ評している。
- A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*. (1954) Bd. III, S. 885.
- (8) W. Wattenbach・R. Holtmann, *op. cit.*, S. 459, 593.
ibid., S. 464. K. Hampe, *op. cit.*, Herrschergestalten, S. 107, 参照。
- (9) Brunonis *Saxonicum Bellum*, übersetzt von F.-J. Schmale. (QH) (以下BSと略す) S. 322, 340, 208. ブルーンはまた、ハインリヒの「神からの残忍性」ところを表現している。 *ibid.*, S. 268.
- (11) *ibid.*, S. 196.

- (12) Lamperti monachi Hersfeldensis Annales. übersetzt von A. Schmidt. (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Font. AQ. 2 番号。 Bd. XIII. 1973) — Font. LA. 2 番号 — S. 166.
- H. Schwarzmaier, Von Speyer nach Rom. Vegetationen und Lebensspuren der Salier. (1992) S. 110.
- (13) 例えはシユウアルツマイアーは、ハインリヒの青年時代の離婚騒ぎは彼の節操のない生活、放埒を、更に高慢さへの噂を強化するのに役立ったと見ているのである。Ibid. S. 83.
- ハンペも、王の放縱さへの衝動とどう表現を使っているか。(K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 77) 王の高慢さと言えばブルーンは、彼は子ごもの時から傲慢であったと非難している。BS. S. 194.
- S. Weinfurter, Herrschaft und Reich der Salier. Grundlinien einer Umbruchzeit. (1991) S. 115.
- (14) T. Struve, Heinrich IV. Die Behauptung einer Persönlichkeit im Zeichen der Krise. (FMSSt. 21. 1987) S. 326.
- K. Hampe, op. cit., Kaiser. SS. 84—85.
- A. Hauck, op. cit., SS. 885—886.
- ブルーンやランペルトは、ハインリヒの用いる奸計や彼の狡猾さをしばしば指摘している。BS. S. 380. LA. S. 228.
- (15) H. Fuhrmann, op. cit., S. 72. 75.
- H. Pleicha (Hg), Deutsche Geschichte, Bd. II. (1982) S. 148.
- シユナイダーが指摘しているように、比較的公平な見方でもハインリヒについては「つく最近まで彼の冷めた政治上の巧みさを彼にわたっての判断の一般的な尺度としてきた」のである。
- (16) C. Schneider, Prophetisches Sacerdotium und Heilsgeschichtliches Regnum im Dialog 1073—1077. (1972) S. 14.
- もともと、後にも後にも最近ではチレンバハ等によってハインリヒの性格、特徴にわたる積極的に評価しようとする傾向も出てきている。
- G. Tellenbach, op. cit., SS. 364—365. 参照。
- (17) 既にハインリヒ三世の「信仰深さ」について論じたように、いわゆる「敬虔さ」というものには自己の救いをひたすら求めたの飽きなく努力し己の一面があるものであり、この面からすればハインリヒ四世についての否定的な評価が事実であったとしても、この性格と信仰深さは基本的に矛盾するものではないのである。

一般にハインリヒ四世はグレゴリウス七世との厳しい対決のゆえに、時には「父の教會的そして道徳的な基本方向に彼の内的本性は遠いものであった」⁽¹⁾とか、「彼には父の宗教的な真面目さが欠けていた」⁽²⁾と評されるように、「僧侶のように敬虔な」父のハインリヒ三世に比べ⁽³⁾、「敬虔さ」に欠ける「ひとときわ目立って世俗的」⁽⁴⁾な人物のように思われがちである。こうした評価が適切なのかどうかについて、まずここでは彼と教會改革との関係から少し見ていきたい。彼や彼の支持者たちはグレゴリウスとの対決の中で反改革派と感ぜられることが多いのであるが、果して実際はどうであつたのであろうか。

テレンバハも指摘するように、十一世紀の教會改革がそもそも何であつたかについては大抵は非常に不十分にしか定義されていないのであり、まさに内容のない言葉とも言いうるものなのである⁽⁵⁾。教會改革の理論は十一世紀半ばにおいてはつきりと確定したものではなく、種々な希望や思考の集合したものであつた⁽⁶⁾。つまり改革にはさまざまなあり方がありうるのであり、グレゴリウスのみが改革なのではないのである。

ブリントは「十一世紀半ばにおいて既に伝統的な帝國教會の中に改革志向の司教や修道院長が存在した。……改革派を法王陣営においてのみ探ろうとすると、黒白の絵を描くことになろう」と指摘しているのである⁽⁷⁾。テレンバハも「如何にしばしば人々が無反省にローマ法王権への反対をどんな理由であれ、如何なるものも単純に『反改革的』

と名づけていることか」と述べている^⑧。そもそもグレゴリウス七世の改革思想そのものについても種々な見方が可能であり、彼のある一面のみを捉えてその面に合致する者のみ改革派とし、そうでない者を反対派とするのも余りにも単純なのである^⑨。

シモニアやニコライティズムへの反対というものは確かに改革の中心的な柱であったが、このシモニアやニコライティズムへの見方、更にはその改革の進め方については多様な考え方があったのである^⑩。テレンバハが「シモニアが十一世紀半ば以前に本格的に増加したのかどうか確認されない。しかしこの現象に対する怒りがおそらく激しくなった」と指摘しているように^⑪、それまでは余り問題もなく悪弊とも思われないうで行われていたものに対し、意識が変化してきた面を考えねばならないのである。それを悪弊と見る度合にも多様な反応がありえたし、ましてシモニストやニコライトが本当に墮落していたのかどうかは問題なのである^⑫。特に後者の妻帯僧については言わゆる改革派の非難から我々が感じるほど「汚れた」存在^⑬であったのかどうかは疑わしいのである。殊に貧しい地方の僧にとつて彼らが物質的にそもそも生きていくためには労働力としての家族を必要としていたのであり^⑭、僧の結婚禁止は多くの家庭をこわし、個人的な悲劇を生み出すことになったのである^⑮。下級の僧侶はこれまで寛容にされてきた妻との突然の離婚を求める殆ど非人間的な独身要求に怒っていたのである^⑯。この独身要求についてのグレゴリウスの性急なやり方はバイブルに反するものともされたのである^⑰。言わばそれまでごく普通に平和に生活していた人々の結婚が姦淫とされ^⑱、彼らの妻は妾とされ、彼らは墮落したものと非難されたのである。いずれにしろ、ここにはあらゆる形の「姦淫」を激しく非難したベトルス・スタミアニと同様^⑲、修道士としてのグレゴリウスの過激なまでに「清浄」を求める一面が現れているようである。他方、グレゴリウスはシモニストとして罷免された法王グレゴリウス六世に

は最後までついていたのであり、この人物について何の非難もしていないのである。

こうしたシモニアやニコライティズムについての問題点があるとともに、ごく一般的に見てもグレゴリウスの法王庁に対立していくドイツの教会さらにハインリヒ四世自身をも単純に改革に反対していく者と見ることは出来ないものである。ハインリヒ三世が法王庁の改革のために法王に指名した人々は皆ドイツの司教であり、ハインリヒ三世の時代においてこのような改革法王を出しうるような改革派と考えられる人物が幾人もドイツの教会にはいたのであり、この事情がハインリヒ三世の後に急に変わったとは思われないのである。実際ハインリヒ四世の時代にも次に見るようにグレゴリウスとは同調しなくとも改革派と見る人々はかなりいたのである。いやそれどころか、グレゴリウスとも協調しうる改革派もハインリヒ側に欠けてはいなかった。というのはグレゴリウスがハインリヒと決裂する前の一〇七四年十二月にミラノの件に関する相談で「信仰深く賢明な人々」を自らに送るようにハインリヒに求めていたが、この「信仰深く賢明な人々」とはグレゴリウスの理解からしても改革的な人々と考えうるからである。同じころにグレゴリウスは東方遠征に際してはハインリヒにローマ教会を委ねると発言しえたのも、一面ではグレゴリウスがドイツには右のような改革派が存在していることを承知していたからとも言えるのである。

いずれにせよドイツには改革派Ⅱグレゴリウス派、反改革派Ⅱハインリヒ派といった単純な区分では理解しえない複雑で種々な傾向をもつ人々が存在したのである。ハインリヒへの敵意に燃えていたかのランペルトも、確かに修道士としてベネディクト戒律の熱心な支持者であり、シモニアや僧の妻帯に反対していたが、いわゆる改革修道院や改革派のやり方に反対していたのであり、ハインリヒに対する闘争においては法王側を代弁したとしても、グレゴリウス派と名づけることの出来ない人物であった。同様にこのランペルトの師ともいべきケルン大司教アンノは一〇

七四年にグレゴリウスからローマ教会との關係を余り持たないことを厳しく非難されたが^㉒、基本的には教会改革派であったし、敬虔な、いやそれどころか一面では聖人的な司教として名声が高かったのである^㉓。

グレゴリウスを弾劾するヴォルムス会議で中心的な役割を果たしたマインツ大司教ジークフリートも教会改革を最も早く強く支持していた人物であった^㉔。彼は後に反ハインリヒ派に移り一応グレゴリウス派になるのであるが、これは彼が「反改革派」から「改革派」になったのではなく、むしろ別の理由で反対陣営に移ったのである^㉕。彼が反対派に移ったあと、ハインリヒが一〇八四年十月にマインツ大司教に任命したヴェツイロは敵からも學問に秀でた立派な人物と認められた修道院改革者であり、明瞭に改革派であった^㉖。ちなみにこのヴェツイロの任命は「対立法王」クレメンス三世とハインリヒ四世のドイツの新しい精神を示しているもので、その他の多くの司教の任命は、彼らの改革意志をますます考慮する中で行われたと見られているのである^㉗。

ドイツ司教の代表者の一人であったブレーメン大司教リーマーも、グレゴリウスより一〇七五年に職務停止処分と破門を受けたが、シモニアに反対する改革者の一面をもっていた^㉘。彼は最後までハインリヒに断固として忠誠を守った人物でもあった^㉙。その他ドイツ教会には次のような立場の人物もいたのである。一〇七八年に出来た「アイヒシュテット司教史」の無名の作者は熱心なシモニア反対者であり、この点でアイヒシュテット司教グンデカル二世(一〇五七〜一〇七五年在職)と一致して全く教会改革の要求を受け入れていた。しかしこの作者はグレゴリウス派の熱中した態度を拒否した^㉚。彼にとつてアイヒシュテットの改革態度の理想を代表していたのはレオ九世であったし、司教グンデカル自身もこのレオの改革方向の中にあつて僧俗権力の和解を考える方向を代表していた一人であつた^㉛。

ドイツ司教のみならず、北伊の司教も必ずしも反改革派ではなかった。グレゴリウスに最も強く反対していた北伊の司教は、叙任権闘争の前そしてその間、絶望的なままに墮落した頑固な罪人の群から成っていたのではなく、過半数の者は敬虔な情熱に動かされていたのである^例。シモニアや僧の結婚への戦いを含めて、多くのロンバルディアの司教は、僧と世界における倫理状態の改善のために活潑に従事していた^例。この点において彼らは全く改革的心情をもっていたのである。広い意味でこの北伊の司教の代表とも言うべき後のクレメンス三世（ラヴェンナ大司教グイペルトウス）は、はつきりと改革派であったし^例、ピアチェンツァ司教ディオニシウスも彼と二十年來の思想仲間であり、倫理的な改革思想の代表者であった^例。かつてアレクサンダー二世の対立法王ホノリウス二世として推されたパルマ司教カダルスも改革への情熱が認められる人物であった^例。一方、トスカナ公ゴットフリートから最も気に入られたゆえにフィレンツェ司教から法王にかつがれたニコラウス二世は^例、フンベルトウスやヒルデブランド（後のグレゴリウス七世）に導かれる重要でない人物であり^例、果して彼自身がそもそも積極的な本物の改革派であったのかも疑わしいのである。また北伊の司教ではないが、グレゴリウスの選挙に深く係わり^例、後に彼と不和となって罷免された枢機卿フリーゴリカンデイドウスはロートリンゲンでの最も穏やかな改革者であったのである^例。同じロートリンゲンのジャンブルーのジゲベルトも厳しい戒律を守る修道士ではあったが、グレゴリウスとその思想に対し戦ったのである^例。

これらドイツや北伊等の司教のさまざまな例を見ても明らかのように、彼ら流の改革や信仰への理解^例、あり方があったのであり、グレゴリウスに反対したからと言って彼らは単純に反改革派^例でもまた不信心な者でもなかったのである。ドイツでは帝国司教の大多数が教会改革の諸目標に不同意のではなく、その実行のより新しいやり方に不

同意なのであった^例。かのヴォルムス会議もドイツ司教を服従させようとするグレゴリウスの法王中心主義の体制に反対したのであって、改革そのものに明瞭に反対したものはなかったのである^例。上記のブレーメン大司教リーマ―はこの「危険な男」であるグレゴリウスは「いつも欲することを司教からまるで彼の下僕のように求める」と批判していた^例。グレゴリウスにとっては司教の職は単に法王の代理にすぎなかったのである^例。

それに燃えるような激しい信仰心^例の中で一面では余りにも理想主義的な過激な傾向をもつグレゴリウスの改革要求は、独身要求に見られるように現狀を一方的に断罪するものであったし^例、またその改革の進め方も時に世俗権力や民衆の暴力を使ってまでも無理やりに達成しようとする性急さがあったのである^例。従ってハインリヒやヴォルムスに集った司教たちからすれば、グレゴリウスこそ問題のある人物であった。彼らにとって彼こそ、「法や道理」に反しているのであり、「新しいことを濫用することによってひどい嵐をもって」教会を危険にしたのであり、「静かな生活を送っていた」僧侶を傷つけ教会全体に「不和の火」を広げたのである^例。上記のジゲベルトにとっても、彼やり方はバイブルにも古代教会の教えにも反しているものであったし^例、一般にハインリヒ派にとつて彼は教会の古きよき法の破壊者として映っていたのである^例。更に彼は、ヴォルムスの参加者にとつて、トスカナのマティルデとの「必要以上に親密な交際によつて教会を最も由々しい不品行の悪臭で汚している」人物でもあった^例。後に一〇八〇年にマインツやブリクセンの会議においても、これらのさまざまな非難が同様に繰り返し出されたことから見ても^例、この種の非難にはドイツ側の確信ある言い分として、根拠のない単なる中傷としてのみは片づけえないものがあつたのである^例。

北伊の司教も既にみたように改革の心情をもっていたが、グレゴリウスの意図においての教会体制の変更に反対し

ていたのである。彼らは司教の同僚的關係をより強く強調する教会秩序の代表者として、法王座に無制限な君主的指導権を認めようとする目標を拒絶したのである¹⁰⁾。

このような一般的な状況や雰囲気の中でハインリヒ自身もグレゴリウスも認めたように教会改革に対して全く拒否的な態度を取ることにはなかつたのである¹¹⁾。シュトルーヴェも指摘しているように、少なくとも教会改革が王権に害を与えないところでは、ハインリヒはヒルザウ修道院の例が示すように改革を支持していたのである¹²⁾。こうした修道院の問題については、彼には彼流の、またドイツ教会流の改革方向があり、グレゴリウス改革の中で出てくる法王座への服従を含む「グレゴリウスの考えへ」に対し、彼は修道院の内外の敵に対する彼の保護を伴う「王の自由」を対置していたのである¹³⁾。事実わずかな例外を除いてドイツの帝(王)国修道院は叙任権闘争のはじめにハインリヒ側であつたし、その後も王に忠誠を守りグレゴリウスの考えに殆ど影響を受けないままであり、王への重要な支柱であつた¹⁴⁾。このことはグレゴリウスの考えへの拒否だけではなく、これらの修道院がむしろ王の下に入って王を彼らに望ましい保護を与える能力のある者と見ていたことを証明している¹⁵⁾。ハインリヒも、自らが教会そして修道院の自由の保護者であることを宣伝していたのである¹⁶⁾。

ハインリヒには彼流の改革のあり方があつたが、しかし可能な時には法王主導のグレゴリウスの意向にそつた改革にも従つていたことは、バンベルク司教問題によく現れている¹⁷⁾。いずれにせよハインリヒはグレゴリウスの時代にもますます選挙人の願いを顧慮するようになり、教会に単に彼の候補者を押しつける代わりにカノンによる選挙を許したことが観察されるのである¹⁸⁾。テレンバハは、修道院に関してもハインリヒには自発的なシモニアのない院長選挙があつたと考えられるし、それらは宣伝上の歪曲にも拘らずしばしば出てくるのであり、いやそれどころか普通であ

ったかもしれないと指摘しているのである^④。

グレゴリウス自身も後に見るようにハインリヒの立場に必ずしも反対しているわけではなく、一般に想定されているほどの両者の対立点は少なかったたのであるが^⑤、ともかくハインリヒ側に改革の意志や動きが決して欠けていなかったことだけは確実なのである。ツィーマーマンは「王そして皇帝が当時の信仰深さや改革思想に触れないことはなかった」と述べ^⑥、ニコレツキも「十一世紀は特に改革の諸精神に……ひたされていた。ハインリヒに關しても彼が第一にまさしく時代の子であったことがしばしば忘れられている」と適切に指摘しているのである^⑦。ハインリヒが父のハインリヒ三世と違って教会改革者とのつながりを殆ど持っていなかったと評される時^⑧、その教会改革者とはせいぜいグレゴリウス派の改革者であり、ハインリヒ側にも別の立場での改革者はいたのである。ともかく教会改革というものには当時の強い終末論的な雰囲気の中で自己の救いへの不安が背景にある以上^⑨、この種の不安にハインリヒ側の人々も同様に囚われていたと考えるのが自然であり、彼らとて自己の救いを犠牲にしてまで改革に反対することはなかったたのである。それではハインリヒが考えていた改革のあり方または法王庁との関係とはどのようなのであったのか。次章においてこの点について考えていきたい。

注

- (1) K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 78.
- (2) H. Fuhrmann, Kaiserreich und Reich der Deutschen. (Der große Bildatlas zur Deutschen Geschichte. 1991) S. 38.
- (3) K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 76.
- (4) A. Hauck, op. cit., S. 886.

ハンペも、彼は基本的には父の教會的、倫理的な基本方向から離れて祖父コンラート二世の俗人的性質にずっと近かったと評してゐる。

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 108.

(5) G. Tellenbach, Die westliche Kirche vom 10. bis zum frühen 12. Jahrhundert. (1988) S. 133.

(6) G. Frech, Die deutschen Papste-Kontinuität und Wandel. (Die Salier und das Reich. II. 1991) S. 314.

ニコロツキも、叙任権闘争は意識された運動としては始まらなかつた、との側にもプログラムはなかつたと評している。

H.L. Mikolezky, Der „fromme“ Kaiser Heinrich IV. (MIOG. 68. 1960) S. 254.

(7) F. Prinz, Grundlagen und Anfänge. Deutschland bis 1056. (1985) S. 372.

(8) G. Tellenbach, op. cit., Die westliche, S. 135.

ゲーツも、近現代の歴史家の中には反グレゴリウス派というものは、倫理的に墮落しておりシモニストであつたにちがいないと見なす人々が存在することを指摘している。

W. Goetz, Gestalten des Hochmittelalters. (1983) S. 137.

(9) 拙稿「晩年のグレゴリウス七世」(三) (人文学, 第二三九号, 昭和五十八年) 七七―八〇ページ参照。

(10) 例へば後述のようにランベルトはシモニアや僧の妻帯の反対者ではあつたが、改革者たちの求める厳格な諸結果は拒んでいたのである。

W. Wattenbach・R. Holzmann, op. cit., S. 470.

(11) G. Tellenbach, op. cit., Die westliche, S. 414.

(12) テレンバハは、十一世紀半ば以前を特別に墮落した時代と判断することにはより注意を必要とすると述べ、十―十一世紀の僧が倫理的に墮落してゐたというしばしば出される判断は、近現代の道徳的な価値判断に依存していると指摘している。

ibid., S. 106, 136.

ブルックも、法王改革史を研究する人々は、これまでしばしばその時代の僧の墮落についての当時の人々の大げさな言葉をくり返してきたと評してゐる。

C. Brooke, Europe in the Central Middle Ages. 962-1154. (1964, 1975) p. 253.

ハイน์リヒ四世と教会 (一)

- (13) グレゴリウス七世が妻帯僧について「僧たちの恥すべき生活態度から貞潔の清らかな状態に呼び戻すように」と命じているところからこのような意識が見られる。
- Das Register Gregors VII. hg. v. E. Caspar. (MGH. Epp. sel 1920) (以下 Reg. と略す) I. 27. 同様に彼は妻帯僧の「不潔」として表現を使っている。Reg. I. 3.
- (14) G. Tellenbach, op. cit., Die westliche, S. 136.
- (15) C. Brooke, Gregorian Reform in Action. Clerical Marriage in England 1050-1200. (Change in Medieval Society, 1988) p. 49. 例えば、改革を推進するヒルザウの修道士たちは僧や俗人に離婚を勧めていると当時非難されたのである。
- A. Hauck, op. cit., S. 872.
- 同様に一〇八〇年のブリクセン会議の決議もグレゴリウスが「夫婦の中に離別の種をまいた」と非難している。QH. S. 480.
- (16) K. Hampe, op. cit., Herrscherstellen. S. 115.
- (17) C. Schneider, op. cit., SS. 102-103.
- (18) グレゴリウスは、独身の規定を破っている者、即ち結婚している者を「姦淫の罪」に陥っている者としたのである。
- (19) *ibid.*, S. 107. Reg. II. 45. Lexikon des Mittelalters. (以下 LM と略す) Bd. VI. (1993) Sp. 1165.
- (20) H. Jakobs, Kirchenreform und Hochmittelalter. 1046-1215. (Grundriß der Geschichte. Bd. 7. 1988) S. 19.
- (21) The Oxford Dictionary of Popes. (1986) pp. 144-145, 154.
- (22) ランペルトは、グレゴリウスが「激しい信仰に満ちていたため」ドイツの司教たちは「彼の熱情的な性格や神への激情的な帰依のゆえに自分たちの怠惰が罰せられるという懸念をもっていた」と述べているが、この反ハイน์リヒ的な立場のランペルトの記述をたゞそのまますま事実としても、この記述はドイツ司教が改革に反対しているというよりも、グレゴリウスのやり方に彼らがついていけない状況を示していると言えよう。LA. S. 173.
- また事実、僧の独身要求において節度を守っていたレオ九世と違い、グレゴリウスがドイツにこれを強く求めた時でさえもドイツ司教はこれに従おうとしていた面があったのである。
- H. Jakobs, op. cit., S. 19. A. Hauck, op. cit., SS. 779-786.
- (23) G. Frech, op. cit., S. 130.

- (23) Reg. II. 30. 同様な表現は、Reg. III. 10. にも見られる。
- (24) Reg. II. 31.
- (25) W. Wattenbach・R. Holzmann, op. S. 458, 470.
 やなみにランペルトにたいして、マンンに關してはハインリヒ三世の時代が模範であった。
- (26) R. Schieffer, *Erzbischofe und Bischofskirche von Köln. (Die Salier und das Reich. II. 1991.)* S. 14. Reg. I. 79.
 S. Weinfurter, op. cit., S. 103.
- (27) W. Wattenbach・R. Holzmann, op. cit., SS. 648-649. 参照。
 ランペルトは「徳の高い人物」で信仰面においても非常に嚴格で「たびたび祈りで夜を明かした」と彼を無条件に讃美している。
- (28) このランペルトが、ドイツの他の司教たちも「このマンンの手本を見習った」と語っているところは、ドイツ教会内における改革の動きを示すものとして注目されるものである。LA. SS. 244, 330-332.
 「マンン伝」もマンンにまつて「讃嘆すべき聖性と我々の時代なとつて驚くべき徳性の持ち主」と讃嘆している。
- Vita Bemonis II. *episcopi osnaburgensis. (Lebensreibungen einiger Bischöfe des 10-12. Jahrhunderts. übersetzt v. H. Kalfelz. 1973.)* S. 390.
- (29) C. Schneider, op. cit., S. 101. シュナイターは「このジークフリートは帝国司教の考え方を原則的にもちながらローマ的な改革を認めた人物としてゐる。
- F. Staab, *Die Mainzer Kirche. Konzeption und Verwirklichung in der Bonifatius- und Theonstradition. (Die Salier und das Reich. II. 1991.)* S. 57. Anm. 94.
 ランペルトは、ジークフリートが教区のすべての僧に法王の求める独身規定を実施しようとしたが、反対にあったことを伝えている。LA. S. 303.
- (30) 拙稿「ハインリヒ四世とトリプル会議」(一) (文化学年報、第三十六輯、昭和六十二年) 二十一ページ。
- (31) W. Wattenbach・R. Holzmann, op. cit., S. 449.
 G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 578.

ニンマリで四世と教会 一

- J. Vogel, Zur Kirchenpolitik Heinrichs IV. nach seiner Kaiserkrönung und zur Wirksamkeit der Legaten Gregors VII. und Clemens' III. im deutschen Reich. 1084/85. (FMSSt. 16. 1982)
- 16) H. Baumann, Das Reich der späten Salier und der Staufer 1056-1250. (Handbuch der europäischen Geschichte. Bd. II. 1987) S.306.
- 17) *ibid.*, S. 292. C. Schneider, *op. cit.*, SS. 81-82.
- 18) A. Hauck, *op. cit.*, S. 775. 839.
- 19) G. Meyer von Knonau, *op. cit.*, Bd. V. S.104.
- 20) S. Weinfurter, Die Geschichte der Eichstätter Bischöfe des Anonymus Haserensis. (1987) S. 189.
- 21) *ibid.*, SS. 22-23. 15.
- 22) この作者は、一〇七六-七八年の混乱した時代の中でこのレオの改革伝統につながるアイヒシュテットの立場を弁護した。
(*ibid.*, S. 20) 他方の作者のきらい「グレゴリウス派の熱心者」は独善的な人々であり、その頭のグレゴリウスは全世界を不幸に陥れた人物であった。(*ibid.*, S. 18.) この作者は同じ改革といってもグレゴリウス流の改革方向に批判を向けていたのである。(*ibid.*, S. 192)
- 23) W. Goetz, *op. cit.*, S. 138.
- 24) *ibid.*, S. 138.
- 25) LM. II. (1983) Sp. 2140.
- 26) W. Goetz, *op. cit.*, SS. 145-146. 148. グレゴリウス自身は「彼をひどく中傷し」「不服従の罪」で罷免してゐる。 Reg. II. 54.
- 27) W. Goetz, *op. cit.*, S. 140.
- 28) 拙稿「アタネスと改革教皇庁」(一) (文化史学、第三十五号、昭和五十四年) 一七八ページ。
- 29) A. Hauck, *op. cit.*, S. 680.
- 30) H. Jakobs, *op. cit.*, S. 23.
- 31) 特にヒルデブランドの影響は大きく、彼は「彼のニコラウスを家畜小屋での驢馬のようにラテラノ宮で」飼っていると叫びたはてであった。
- H. Fuhrmann, *Einladung ins Mittelalter.* (1988) S. 87.

- (32) Bonizo von Sutri, *Liber ad amicum*. (Monumenta Gregoriana, 1865, 1964) S. 656.
- (34) K. Hanpe, op. cit., *Herrschergestalten*, S. 116.
- (35) W. Wattenbach・R. Holzmann, op. cit., SS. 730-731.
- (46) もちろん精神的な優越性や深い内容はハインリヒ側に見られるとも言われるのである。
ibid, S. 401.
- (37) ハウクなどは、ロンバルディアの司教は改革そのものに反対したと見ている。
A. Hauck, op. cit., S. 706. 本章、注(33)参照。
- (38) R. Schieffer, *Rheinische Geschichte*, I. 3. *Die Zeit der späten Salier*. (1983) S. 131.
C. Schneider, op. cit., SS. 103-104. 参照。
- (49) ibid, SS. 99, 101, 119-120.
ヴォルムス会議でのグレゴリウスに宛てられた決議書やハインリヒの書状には改革そのものへの反対は見られないのであり、むしろグレゴリウスの強引なやり方への批判が中心になっている。QH, SS. 470-474. BH, II. 12, SS. 62-68.
ハウクが、ハインリヒの親政のはじめごろ司教は選挙されるべきであるという意識は百年前よりもはるかに強くなっており、一般にハインリヒの任命に反対であったと評しているのは当時そしてその後のドイツ司教の動向から見ても余りにも一面的な見方である。A. Hauck, op. cit., S. 727.
- (50) W. Goetz, op. cit., S. 134. C. Schneider, op. cit., S. 100.
リーマーは、改革法王庁から出てきた中央集権的な方向に反対していた。LM, Bd. V. (1991) Sp. 1975.
マインツ大司教ジークフリートも、この点でグレゴリウスを同じように批判し彼に分別や節度を求めていた。
C. Schneider, op. cit., S. 101.
- (51) グレゴリウスにとって司教にはもはや服従の義務が残るだけで、司教は法王の僧侶以外何ものでもなかったのである。
A. Hauck, op. cit., SS. 764-765. Reg. I. 12. II. 24. 参照。
- (52) C. Schneider, op. cit., S. 53.
- (53) Reg. I. 27. I. 28. I. 30. 参照。

ハインリヒ四世と教会 一

- (34) *ibid.* S. 107-108. QH. S. 472.
- (35) QH. SS. 470-474.
- (36) 一〇八〇年のブリクセンの会議では、グレゴリウスは「敬虔に生活している者の中に静かに存在しているように思われたものすべてを動揺させた」と非難された。QH. S. 480. J. Vogel, *Gregor VII. und Heinrich IV. nach Canossa. Zeugnisse ihres Selbstverständnisses.* (1983) S. 215.
- ペトルス・クラッススにとっても、グレゴリウスこそ平和を戦争に、協調を騒乱に変える者であり、正義や真理を傷つけ、カノンを破壊する者であった。
- G. Meyer von Knonau, *op. cit.*, Bd. III. SS. 269-270.
- (37) A. Hauck, *op. cit.*, S. 783.
- (38) H.E.J. Cowdrey, *The Age of Abbot Desiderius.* (1983) p. 212.
- (39) QH. SS. 470-474.
- (40) J. Vogel, *op. cit.*, *Gregor. SS.* 201-204, 215. QH. SS. 476-480.
- (41) *ibid.* S. 215. 例えは、テイルデとの関係にひびきは、シエメールはこれをフリーゴリカンデイドゥスによるものとして大部分を純然たる中傷としている。QH. S. 475. *Ann.* 16.
- だがこのことについてすらハインリヒは、トリプールのグレゴリウスへの「約束」の中で彼に釈明を求めていると見うる発言をしているのである。QH. S. 476. 拙稿「ハインリヒ四世とトリプール会議」(『人文学』第一四四号、昭和六十二年)五〇八ページ参照。
- (42) W. Goetz, *op. cit.*, S. 138.
- グレゴリウス改革は、ミラノやピアチェンツァ、クレモナに見られたように司教の権威を転覆する運動として、そしてしばしばパタリアの反対派への暴力的な行動を伴う運動として体験された。
- I.S. Robinson, *The Friendship Network of Gregory VII.* (*History.* 63, 1978) p. 14.
- G. Tellenbach, *op. cit.*, *Die westliche.* S. 170, 179. 参照。
- ハインリヒは、例えばグレゴリウスの初期においてシモニアの問題に対しまじめな態度を示し、グレゴリウスも王の態度を

はゆるぎなくなっていた。

- (64) K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten. S. 115. C. Schneider, op. cit., S. 127. Reg. II. 30. III. 3.
T. Struve, op. cit., S. 339.
- (65) Die Urkunden Heinrichs IV. (MGH. DD. VI. pars I) Nr. 280. SS. 357-362.
C. Schneider, op. cit., S. 132. H. Jakobs, op. cit., S. 24.
例えはサンクター・ガレン修道院の院長ウタルリヒ二世は、ハインリヒにとって十分に信頼に足る人物であった。
A. Hauck, op. cit., S. 865.
- (66) J. Vogel, op. cit., Gregor. SS. 93-94.
ibid., S. 93. 261. また実際、彼は伯権力をめぐって侵奪された諸修道院の権利を守る努力をしていた。
- (67) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 331.
- (68) L.A. S. 323. Reg. III. 3. III. 7. C. Schneider, op. cit., S. 125. 127. 133.
R. Schieffer, Die Entstehung des päpstlichen Investiturverbots für den deutschen König. (1981) SS. 125-126.
ザルツブルク大司教ケープハルトも、一〇七五年末以前にこのバンベルク司教問題に見るようにハインリヒとグレゴリウス
の間には大きな一致があったと見ていた。
- (69) Quellen zum Investiturstreit. übersetzt von F. Schmale-Ott. Bd. II. (1984) (AQ. XII. 6) S. 172.
H. Zimmermann, Die 'Gregorianische Reform' in deutschen Landen.
(Studi Gregoriani. XIII. 1989) SS. 277-278. Anm. 45.
ツィーマーマンは、これは諸々の立場の接近したことを示すとし、これは改革的な成果として記録されねばならないと見てい
る。
- (70) G. Tellenbach, op. cit., Der Charakter. S. 348.
シュナイダーも、上記のバンベルク司教の任命につづいてのフルダとロルシュの修道院の院長の任命において王がシモニア
的な申し出を退けたことは、彼の改革心情を再び示すもので、これらの一連の叙任をもって王の帝国教会における支配権は
改革との注目すべき結合をもったと評している。

ハインリヒ四世と教会 (一)

- C. Schneider, op. cit., SS. 133-134. LA. S. 240.
(71) 拙稿「Dictatus papaeの若干の条文について」(人文学、第一四一号、昭和六十年)四十七ページ参照。
(72) H. Zimmermann, op. cit., S. 278.
テレンバハも、公然と反改革派として行動する人でその厳格な教会的心情への疑いを認めた人は存在しなかったと述べている。
G. Tellenbach, »Gregorianische Reform« Kritische Besinnungen.
(Reich und Kirche vor dem Investiturstreit. 1985) S. 105.
(73) H. L. Mikoletzky, op. cit., SS. 251-252.
(74) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft. S. 126.
(75) 前掲拙稿「敬虔なる」ハインリヒ三世」(一、三十一―三十三ページ)。

二

ハインリヒ四世の考えていた改革のあり方を見る場合、まずは彼の求めていた帝(王)国と教会の関係を考える必要がある。彼はこれについては父のハインリヒ三世または少し広く言って彼の先祖たちの時代を理想と考えていた⁽¹⁾。彼は例えば一〇八二年にローマ人に対しコンラート二世やハインリヒ三世とのつながりを強調し、「私の祖父と父ハインリヒに守ってきた」忠誠を彼自身にも守るべきものと述べ、また実際ローマ人がグレゴリウスの時代までは彼に忠誠を守ってきたと語っている⁽²⁾。これはローマ人に対して言ったものであるが、次の手紙にも見られるようにそれは間接的にローマ教会にも関係するものであった。

右のこととも関連して、ハインリヒが父のハインリヒ三世とその業績、行いを強く尊敬していたことも考慮しなければならぬ。一〇八一年のローマ人への手紙で彼は「あなた方がどんなに誠実と好意をもって私の極めて尊い思いのある父を尊敬したか、そして彼自身がどんなに敬意をもってあなた方の教会の地位とローマの名の遍き普及を……促進した……」ことかと語っているのである⁽³⁾。ここにも彼は父の改革によるローマ法王庁のあり方に賛意をはっきりと示している。このハインリヒ三世によって形成された帝(王)国と法王庁の時代と言えば、ハインリヒ四世は更に具体的に一一〇五年にパスカル二世に対し次のように述べている。彼は「もし我々の間にかつて私の前任者たちとあなたの前任者たちの間に、そして私とニコラウス(二世)とアレクサンダー(二世)の間にも十分な愛と全き献身をもって榮えていたような平和と協調が存在するなら……」⁽⁴⁾と言い、更にこのニコラウスやアレクサンダーの時代は「正統な信仰と敬虔なる法王の時代」と述べている⁽⁵⁾。彼にとって本来父や祖父の時代が手本であったが、彼自身の時代でもグレゴリウス以前のニコラウスやアレクサンダーの時代はなお評価しうる時代であったことも注目すべきことであろう。

従ってハインリヒにとって帝権と法王権が一致しうる場合の条件として「私の祖父や父、そして他の私の先祖たちがもっていたような王国と帝国および私の地位全体の名誉」が守られることであり、更に「あなたには私より使徒の地位の榮譽を私の先祖たちがあなたの先人たちに守り、私が前述の法王たちに守ったように守る」とパスカル二世に對し言うように⁽⁶⁾「先祖たち」や以前の彼のあり方こそ理想、規範であったことを示したのである⁽⁷⁾。この立場は一〇七六年のトリブルでの法王に服従を行う条件として「私の前任者たちや先祖のやり方」で行う⁽⁸⁾と条件づけられているところにも現れていたのである。

ハインリヒは、一一〇六年にクリュニーの院長ユークと修道士に宛てた手紙で法王との和解について「私の名誉が守られる中で」と言い^⑧、同様に一一〇六年のユーク宛ての手紙で「私はあなたが私の名誉を保って指示したことをすべて法王に対して行うでしょう」と述べたように^⑨、和解、服従の最低条件として彼個人や王権の名誉さえ守られればよいという立場を示している^⑩。しかしこの名誉についてもやはりより基本的には、一一〇六年のフランス王フイリップ一世宛ての手紙で「もし私の先祖たちに対してのように、使徒の座によって然るべき尊敬と名誉が私にも示されるなら、私は従順とすべての然るべき服従をしばしば使徒の座に対し示す……」と語ったように^⑪、コンラート二世やハインリヒ三世の時代のあり方が前提とされていたのである。ここに見られる「尊敬と名誉」という言葉からすると、ニコラウス二世時代に出された法王選挙令に認められた法王側の王・皇帝への関係^⑫さえ守られればよかつたことを示しているとも言えよう。

この関係において「教会は二つの権力(王権と僧侶権力)によって高められてきた」のであり^⑬、それは言わゆる「二剣論」^⑭を基本とする世界であった。この「二剣論」が一一〇七六年においてのみならず、一〇八二年のローマ人への手紙においても繰り返し主張されていることも注目される^⑮。これがハインリヒの考えている「神の秩序」又は「神の恵み深い秩序」^⑯であり、グレゴリウスこそこの秩序を「無視」し「破壊」する者で「神を畏れない」人物であった^⑰。そしてこの秩序は「平和と協調」の中にあり、「愛と友情の中で一致する」世界であった^⑱。このような世界はハインリヒにとって単なる絵空事ではなく、クレメンス三世との関係においてある程度実現されていたものであり、クレメンスの「対立法王権」はかつての先祖のあり方を再現するものであった^⑲。

このような法王座からは「私の時代までは慰め、喜び、魂の救いのためになる果実が出ていた」ものであり^⑳、法

王は「正しく生きるための鏡であるべき」存在であった²⁴⁰。彼がグレゴリウスに対立してローマに來たのも「王權と僧侶權力の長い間の不和を片づけ、すべてのことがキリストの名において平和と一致に呼び戻される」ためであった²⁴¹。それはまた彼が法王權そのものを否定するためではなく、「ペテロにあらゆる名譽を守る用意のある²⁴²」人物をつけるためであった。ハインリヒは一〇八二年にローマ人に向かいグレゴリウスについて「もし彼が法王であるべきであり、そうありうるなら私は彼に従いましょう」、「もしあなた方が彼を法王としてもつことが正しいなら法王として守りなさい。もし隠れ場所を求める盜賊なら守ってはならない」と述べ²⁴³、法王座には「私は正義以外何も求めていない。そこでは特に正義が存在すべきです」と説いていたのである²⁴⁴。

一見、法王主義に対し司教主義を主張したかに見える一〇七六年のヴォルムスの決定においても、ハインリヒはペテロを「眞の法王」と呼び「ペテロの健全な教えを教える人がペテロの座に昇るべきであろう」と述べたのである²⁴⁵。そしてこのローマの座の保護權を彼は「神によつて私に与えられたもの」と考えていたのであり²⁴⁶、自らこそローマの座に関して神に責任を負っていると見ていたのである。彼には一〇七六年のグレゴリウスへの手紙に見るように、法王座をつぶそうとするどころか、「使徒の座の地位を守ろうと努力」していたという自負なり言い分があったのである²⁴⁷。

ハインリヒ側がグレゴリウスを廢しクレメンス三世を立てても、グレゴリウスが抵抗したため結局シスマをもたらすことになった。ハインリヒはシスマの中でクレメンスの立場を最後まで正統と認めながらも、他方このシスマについては憂いていたのであり、特にクレメンスの没後にはグレゴリウス派の法王庁との和解を求める中でこのシスマへの責任を表明することになる²⁴⁸。一般に十一世紀末ごろから和解、平和を求める傾向が全体に広まっていた²⁴⁹。例え

ばクルルの司教に選ばれた法王派のウルリツヒも皇帝と法王の鬭争に積極的に介入しようとしなかったし、南独のグレゴリウス派の指導者とされるコンスタンツの司教ゲーパルトにとつても、その目標は古いグレゴリウス派の諸目標の実現にあつたというよりも、シスマの除去と教会平和の回復にあつたのである。

ハインリヒはクレメンスのなくなつたあと、まもなく一〇〇〇年にマインツに「諸侯の共通の意見でもつてローマの座が整えられ、既に長くみじめに裂かれている教会の統一を回復する計画に取りかかる」ために帝国会議を召集し、長く続いたシスマを嘆いていたのである。クリュニー院長のユーク宛ての手紙に見える「教会信仰の破壊の中で……神の怒りを長く耐えてきた私」という表現の中にもシスマへのハインリヒの本心からの嘆きが見られるのである。更に彼はこのユークに「私の罪でもつて崩壊した教会諸事の回復のために」努力すること、「シスマのくさびで裂けられたものを一致の膠でつなぎ、私によつてなされた教会の破壊を平和と正義の回復をもつて償うる」ことを望むと述べてシスマへの自らの罪を明確に意識していた。パスカル二世宛ての手紙からも窺えるように、彼はそれだけ一層、教会の統一を望んでいたのである。もつともこの統一についても彼はただ無条件に求めたものではなく、既に見たように曾ての時代のあり方に戻ることであり、またあくまで「私の名誉が守られる中で」行われることに固執していたことも疑いえないのである。

しかしシスマを嘆き教会の統一を求める彼の気持ちには彼なりの教会改革への意欲が十分に感じられるのである。彼が教会の事情に無関心な人間なら、このような発言をしなかつたであらう。これまで見たように彼が父のハインリヒ三世の時代を一つの理想、手本と考へていたことからしても、彼は教会改革に反対するどころか、父の時代に行われたような改革のあり方こそ理想と見ていたと考へるのである。これは特にクレメンス三世の名前によ

く示されている。この人物が改革法王クレメンス二世の名を継いだ面から見ても、ハインリヒ三世時代の改革の継承を示しているし⁴⁴⁾、既に見たように彼は教会改革への理想をもっている人物であった⁴⁵⁾。彼は、ハインリヒ三世の時代のように、改革を皇帝に対立してではなく、皇帝とともに推進しようとしていたのであり⁴⁶⁾、言わば穏やかな教会改革者であった⁴⁷⁾。ちなみにシモニアやニコライティズムという本来の改革問題についてグレゴリウス派とクレメンス派との間には原理的な論争はなく、対立はなかったのである⁴⁸⁾。教会改革と一口に言っても、何も必ずしも王や皇帝と対立することもなかったし、グレゴリウス流とは違う別のあり方が明らかに存在していたのである。司教の叙任方法にしてもグレゴリウスからの新しい動きがたとえあるにしろ⁴⁹⁾、ハインリヒとしては父のハインリヒ三世を手本にして従来通りに多くの司教叙任を行い続けていたのである⁵⁰⁾。一〇八五年四月から五月にかけてのマインツの教会会議でハインリヒが彼自身に敵対する司教十五人（大司教二人を含む）を罷免し破門したのも⁵¹⁾、彼にとっては反改革的な行動、まして反教會的な行動ではなかったのである⁵²⁾。彼にとりそれらの行動は、ハインリヒ三世の行動と変わらぬ伝統に則ったものであり、ただグレゴリウス派から見れば、反改革的なものと思なされたのである。

しかし王自身も可能なら法王と協力して改革を進めたかったことは、既述のバンベルク司教の任命や一〇七三年の法王宛ての手紙に示されている。彼は「私はあなたの権威なくして教会を一人で改善することは出来ないの……あなたの助言と助力を切に求め……」と述べたのである⁵³⁾。この発言は単に苦しい状況でのその場ののぎのもの⁵⁴⁾と言すべきものではなく、カノッサ後、対立王ルードルフとの対決の中で法王との意志疎通をはかりザクセン貴族に接近することが彼の目標であった⁵⁵⁾とされる面から見ても、ある程度彼の気持ちを反映したものと考へるのである⁵⁶⁾。

そのグレゴリウス自身も必ずしもハインリヒ流の改革のやり方に反対する者ではなかった⁵⁷⁾。ハインリヒ三世とそ

の時代のあり方を高く評価していたグレゴリウスが、同様にその時代を手本にしていたハインリヒ四世に本来反対しえないものがあつたのである⁸⁰。実際グレゴリウスはシモニアやニコライティズムへの改革方法の激しさにも拘らず⁸¹、他面ドイツ王との協力の下での改革をむしろ考えていた点において、伝統主義的、保守的な面も強くもつていたのである⁸²。彼はハインリヒをドイツにおける教会改革実施のための同盟者として獲得することを希望していた⁸³。これは彼のカノッサ以前の考え方であつたのみならず、カノッサ以後も本心においてずっと持つていた考えと言つてもよいのであり⁸⁴、彼の考えや行動を見る場合、この点は見逃しえないところなのである。グレゴリウス派内には実際ハインリヒへの和解の可能性が常にあつたことは、グレゴリウスの後継者としてのヴィクトル三世の選挙が示している。彼はかの「最後の皇帝に好意的な法王であつた」ヴィクトル二世のようにヴィクトル三世と名のつたのである⁸⁵、この彼に見られる改革法王庁内の穩健派はハインリヒに妥協の余地を残していた⁸⁶。カノッサ後も暫く仲介的な役割を果たしたマティルデ⁸⁷とともに、こうした穩健派が常にグレゴリウス派内には存在してしたのであり、ハインリヒの考え方も決して一方的身勝手なものではなかつたのである。

フォーゲルが、強力な王のみが新しい改革思想の成功ある貫徹への前提を作りうるのであり、グレゴリウスは弱い王ではなく強い王のみが彼を助けうることを知つていたと評する時⁸⁸、右に見たグレゴリウスの伝統主義的な立場を前提にしないと、これは考えられないのである⁸⁹。フォーゲルはまた、一〇七七年から一〇八〇年の間、ドイツ司教の圧倒的部分がハインリヒ側であり、ハインリヒを無視しては改革運動は不可能であり、グレゴリウスにとってハインリヒとの和解はどうしても重要であつたし、王との協調がドイツ教会の改革の前提であつたと述べている⁹⁰。

後の章で検討するハインリヒに対するグレゴリウスの破門宣言についても、それはグレゴリウスにとって王との対

決のためのものと言うよりも、彼の求める王との協力関係を作るための懲罰手段に過ぎないものであった^{四〇}。カノッサは彼にとつて己むを得ない経過ではあつたとしても王との再和解のきっかけと考えざるを得なかつたことは確実であり、ボスホーフは、カノッサにおいて彼は王との協力の下で教会改革を行うことをもう一度決心したと指摘している^{四一}。カノッサがグレゴリウスにとつて第一段階であるべきものは、帝国と教会の一致の再建であつたのである^{四二}。フォールゲルも、ハインリヒが改革の拡大に際し必要な援助をなしてくれるであろうと言うのがカノッサの誓いに基づくグレゴリウスの希望であつたと指摘している^{四三}。

もつとも法王の中央集権体制の下でのグレゴリウスの、それもかなり性急な改革方法は根本的にはドイツや北伊の司教の考える改革方法とは一致しないこともあり^{四四}、結果的にはグレゴリウスとハインリヒの和解は実現しなかつたが、グレゴリウスがハインリヒの中に単に屈服させるべき敵を見ていた^{四五}のではなく、むしろ改革への最も大切な協力者を見、期待していたことは確実であろう^{四六}。この面から見てもハインリヒを單純に改革反対派とか改革に無関心で無関係な人物と見ることは出来ないのである。グレゴリウスのハインリヒへの期待が大きかつたからこそ、それが裏切られた時に却つて大きな反発となり^{四七}、最晩年に見られるような激しい憎悪ともなつたのである^{四八}。いずれにせよ、双方の立場をはじめから余りにも相容れない対立的なものと見ようとする、両者への理解を歪めてしまうものである^{四九}。

注

- (1) A. Hauck, op. cit., S. 784. 参照。
- (2) BH. 17. S. 80. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 435.

ハインリヒ四世と教会 (一)

- (3) BH. 16. S. 74. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 387.
 - (4) BH. 34. SS. 106-108. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 212.
 - (5) BH. 34. S. 108.
 - この言葉に関連してロビンソンは、ハインリヒは一〇七三年以前の状況を基礎にした平和的解決を提案したと見、この三十年間の闘争のあとハインリヒはなおもグレゴリウス派の法王庁を逸脱と見ていたと評している。
 - (6) I. S. Robinson, *The Papacy 1073-1198. Continuity and Innovation.* (1990) p. 420.
フォージェルは、ハインリヒは彼の先祖たちの慣習、慣例の継続を彼の王権の重要な正当化の要素と見ていたと述べている。
J. Vogel, op. cit., Gregor. S. 249.
 - (7) BH. 14. S. 72. 前掲拙稿「ハインリヒ四世とトリプール会議」(二)、四ページ参照。
 - (8) BH. 37. S. 120.
 - (9) BH. 38. S. 122. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 289.
 - (10) 他方のこととは、ハインリヒが最後まで教会における王の権利の一つをも放棄しなかった一面もあったことを示している。⁹⁾
 - (11) A. Hauck, op. cit., S. 886. K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 93.
BH. 39. S. 124. なお、この手紙についてエプタマンは、他の手紙よりもずっと広く写しはよって普及したもので、フィリップ王が宛じたものと云々の言わば言伝用に作られたものとしてゐる。
 - (12) C. Erdmann, *Untersuchungen zu den Briefen Heinrichs IV.* (Archiv für Urkundenforschung, Bd. 16, 1939) SS. 226-227.
拙稿「フリリケン会議後のタイベルトゥス」(人文学、第一四八号、平成二年)二十三ページ、参照。
 - (13) BH. 13. S. 68.
 - (14) H. Hoffmann, *Die beiden Schwere im hohen Mittelalter.* (DA. 20, 1964) 参照。
 - (15) BH. 17. S. 80.
 - (16) BH. 17. S. 80. BH. 13. S. 70.
- なおこの「秩序」を訳した言葉は、前者では *dispositio*、後者では *ordinatio* という言葉が使われている。

- (17) BH. 13. S. 70. BH. 17. S. 80. BH. 12. S. 66.
- (18) BH. 16. S. 76. BH. 34. S. 108.
 エマヌエルは「二つのローマ人への手紙は戦いへの呼びかけとしてではなく、平和への用意のあることへの証明として働きうるもので、教会に対する平和への意志はハインリヒに常にあり、彼の方では常に平和を望んでいることを示そうとしたと述べている。」
- C. Erdmann, *op. cit.*, SS. 221-222.
- (19) この点は⁴⁾後述のようにクレメンス三世という名前がそれを暗示している。
- (20) BH. 39. S. 122.
- (21) BH. 17. S. 76.
- (22) BH. 16. S. 76.
- (23) BH. 17. S. 80.
- (24) BH. 17. S. 80. G. Meyer von Knonau, *op. cit.*, Bd. III. S. 435.
- (25) BH. 17. S. 82. この語は新しい法王に予定されたグイベルトゥス(クレメンス三世)を認めようとするローマ人の気持ちへの配慮もあり、場合によっては王はグレゴリウスを認めることも予期していた。
- G. Meyer von Knonau, *op. cit.*, Bd. III. S. 436.
- (26) BH. 12. S. 66.
- (27) BH. 11. S. 64.
- (28) BH. 12. S. 66. この語「地位」と訳したのは原文では honor となっているが、一般にこの honor という言葉は中世では単なる「名譽」ではなく「権利」の意味を含んでいることはクラウゼが指摘している。
- H.-G. Krause, *Das Papstwahldekret von 1059 und seine Rolle im Investiturstreit*. (Studi Gregoriani. VII. 1960) SS. 88-90.
- (29) 拙稿「ローマをめぐる法王権——対立法王」クレメンス三世の場合——(三)文化学年報、第四十二輯、平成五年)三十一ページ。
- ハンペも、ハインリヒがイタリアから帰ったあとの数年間の彼の行動を支配したものは妥協と和平であったと指摘している。

ハインリヒ四世と教会 (一)

29。

- K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, SS. 136-137.
G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. SS. 330-331.
(30) A. Hauck, op. cit., SS. 884-885. 参照。
(31) E. Meyer-Marthaler, Bischof Wido von Chur im Kampf zwischen Kaiser und Papst. (Aus Verfassungs- und Landesgeschichte. Festschrift für T. Mayer. Bd. I. 1954. 1973.) S. 191.
(32) ibid. S. 196. もっとも、この「マイヤー・マルタラー」が「古いグレゴリウス派の諸目標」を王権・皇帝権との対決的な立場とのみ規定していることは問題がある。
(33) BH. 30. S. 100.
(34) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. SS. 102-103.
(35) BH. 31. S. 102.
(36) 同様にこのような気持ちについてハインリヒは、バンベルク司教ルーペルトに「あなたも知っているように教会全体がどんな危険によって動揺していることが……いろいろな所で教会は分裂させられている」(BH. 20. S. 86)と述べ、ローマ人には「これ以上教会をビルデブランドのために圧迫しないで下さい」(BH. 17. S. 80)と述べている。テレンバハも、反対派に属する人々との和解への傾向が後にハインリヒの政策を特徴づけると評している。
(37) G. Tellenbach, op. cit., Der Charakter. S. 365.
BH. 31. S. 102.
(38) J.H. Lynch, Hugh I of Chuny's Sponsorship of Henry IV: Its Context and Consequences. (Speculum. 60. 1985.) p. 825. 参照。
(39) ハインリヒは、パスカルが教会の統一を何よりも望んでいるのを聞いてパスカルに使者を送ったと述べている。BH. 34. S. 108. ハウクは、ハインリヒはパスカルに対する彼の敵意にも拘らずパスカルに相互承認の提案をしたと述べている。
(40) A. Hauck, op. cit., S. 885.
ハインリヒが自らの名譽 honor に強くなわっていたことは既述のように何度もこの種の表現をしていることから明らかにである。

ランベルトも「ハインリヒは支配者として生まれ育つたため、その高い名誉や威厳にふさわしいようにあらゆる不幸な時にも常に王としての意識をもっていた」と述べている。[LA. S. 373.]

なおハインリヒの使っている honor という言葉は、本章注④でふれたように単なる名誉だけではなく、権利の意味をも含むと考えた方がいいであろう。ハンペも、この「私の名誉」がハインリヒにとって軽いものではなかったことは、彼が叙任権を無傷のまま息子の手に渡したように王国と帝国の名誉のために倦むことなく全力をもって戦ったことからしても分かると思われる。

K. Hampe, op. cit., Kaiser. S. 93.

(41) もつとてエプアトマンは、ハインリヒのこのような意見表明に宣伝的な要素を見、仏王宛ての手紙に意識的作爲的なものを感じている。

C. Erdmann, op. cit., S. 226. BH. 39.

(42) そもそもハインリヒ三世がドイツ教会に対して果してどの程度改革を實行しえたのが本来問題とされるべきものである。もし本当に彼によって改革がかなり實現されていたとするなら、ハインリヒ四世の時代にそれほどグレゴリウスが問題にしなかったかもしれないのである。

(43) ハンペは、一〇八四年にローマでハインリヒによって召集された教会会議はストリの会議と明らかな関連をもっている、ストリではもう一人のグレゴリウス（六世）が皇帝派のクレメンス二世に譲らざるを得なかったのであると評している。

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten. S. 128.

(44) H. Jakobs, op. cit., S. 28. J. Haller, Das Papsttum. Idee und Wirklichkeit (1965) Bd. II. S. 301.

B.-U. Hergemöller, Die Geschichte der Papsnamen. (1980) SS. 61-62.

(45) ヘルゲメラーは、この名前は過ぎ去った状況を回復する不可思議的、宗教的なシンボルであるとしている。
前掲拙稿、「ローマをめぐる法王権」(三)、四十九ページ。

H.K. Schulze, Hegemoniales Kaisertum. Ottonen und Salier. (Das Reich und die Deutschen. 1991) S. 438.

(46) ibid., S. 446.

(47) I. Heidrich, Ravenna unter Erzbischof Wibert. (1984) S. 161.

ハインリヒ四世と教会 (一)

ハインリヒ四世と教会 (一)

こうした立場が結局ハインリヒ五世時代までもドイツ司教の中にあつたことは、クール司教ヴィードの例が示している。彼の立場は一応はグレゴリウス派と見られているが、それは叙任権闘争の後期に皇帝の権利を終始認めるドイツ司教たちの立場に全く一致してゐた。E. Meyer-Marhaler, op. cit., S. 195.

(48) I. Heidrich, op. cit., S. 156, 161.

(49) かの一〇七八年、一〇八〇年の俗人叙任禁止令がグレゴリウスとハインリヒとの関係において決定的な意味をもつたのかどうか疑わしい面をもっている。

拙稿「晩年のグレゴリウス七世」(一)(文化史学、第三十八号、昭和五十七年)九十二ページ参照。

(50) J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 163.

このハインリヒ四世のみならず、後に息子のハインリヒ五世の反乱により父のハインリヒ四世の方から離れた司教たちもシスマの除去に努力しても、彼らは司教叙任のような教会における王の古い権利に決して矛盾を感じていなかった。

A. Hauck, op. cit., S. 894.

(51) J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 185.

(52) マイアー・フォン・クノーナウは、ハインリヒはおそらく王によって叙任されていない者は正統な司教としては認められないという諸原則を引き合いに出して十五人を破門、罷免したと述べ、この会議で多くの教会の代表者の結合によつて教会の統一を示そうとしていたと見ている。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. IV, SS. 22-23.

(53) BH. 5, S. 56.

(54) E. Boshof, Heinrich IV. Herrscher an einer Zeitenwende, (1979) S. 57.

ロマンソンは、このハインリヒの立場について「一〇七三年九月以来かぶらざるを得なかつた融和的な仮面」とそこに虚偽的なものを見らる。

I.S. Robinson, op. cit., p. 402.

(55) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 151.

(56) シュナイターはこの助言と助力へのハインリヒの願ひは、グレゴリウスの命令に対する彼の節度のある服従への約束と一

致しているとし、彼の願いの真剣さを評価している。シュナイダーはまた、ハインリヒの気持ちが無如何に宗教的に形成されていたかは、一〇七三年夏の彼の法王の前での罪の告白とそれに結びつく法王への改革援助への願いが示していると述べている。

C. Schneider, op. cit., S. 22, 55, 64, 70, 78.

- (57) ハンベのように俗人叙任禁止が王の統治土台を揺さぶるがゆえに必然的に戦いにならざるをえなかったという見方や、ハウクのようにグレゴリウスの世界支配を求めている闘争という見方は問題が多い。

K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 81. A. Hauck, op. cit., S. 838, 858, 883.

- (58) もっとも改革派の中でも「アルトマン伝」に見るように「敬虔な皇帝ハインリヒ三世」の息子ハインリヒ四世はあらゆる不和を促し欲望にふける人物とするように父と子の違いを強調することが多いが、ハインリヒ四世自身が父を手本としていた点は軽視しえないものである。

S. Coué, *Acht Bischofsviten aus der Salierzeit—neu interpretiert.*

(Die Salier und das Reich. III, 1991) S. 397.

晩年においてグレゴリウスと密接な関係をもつアグネスも、教会改革において殆ど最後までハインリヒ三世的な僧俗権力の協調を考えた方向を代表していた。

S. Weinfurter, op. cit., *Die Geschichte.* S. 15.

- (59) C. Schneider, op. cit., S. 53, 118.

シュナイダーは、グレゴリウスの改革をあらゆる抵抗をおして実行しようとする預言者的な熱情と表現している。

- (60) グレゴリウスはペトルス・ダミアニのように教会改革のために共同の働きの前提として僧俗両権の平和のうちでの永続的な協調を求めていたのであり、この点で彼の考えはフンベルトゥスよりもペトルス・ダミアニに近いとシュナイダーは評している。

ibid., S. 47, 88. H. Jakobs, op. cit., S. 111. 参照。

- (61) T. Struve, op. cit., Heinrich, S. 331.

T. Struve, *Mathilde von Tuszien-Canossa und Heinrich IV. Der Wandel ihrer Beziehungen vor dem Hintergrund des Investiturstreit.*

ハインリヒ四世と教会 (一)

(62) *CHI.* 115. 1995) S. 42.

カウドリーも指摘するように、グレゴリウスはカノッサでのクリュニー院長ユーグの仲介を十分好意をもって見ていたのである。

H.E.J. Cowdrey, *The Cluniacs and the Gregorian Reform* (1950) p. 161.

テレンバハも、いくつかの事情がグレゴリウスとハインリヒが一〇八〇年においても和解が可能と見ていたことを示している。と指摘している。

G. Tellenbach, *op. cit.*, *Die westliche S.* 199.

カノッサ後のグレゴリウスの行動を見ても彼は対立王ルードルフを承認せず、カノッサ以前と同じくハインリヒとの和解の希望を捨てようとはしなかったのである。

H. Beumann, *op. cit.*, S. 299.

フォージェルも、グレゴリウスはハインリヒとの新たな決裂を考えていなかった、彼は王から彼の計画の実行に際しより大きな支持を期待していたと指摘している。

J. Vogel, *op. cit.*, *Gregor.* SS. 100-101.

(63) K. Hampe, *op. cit.*, *Herrschergestalten*. S. 129. ハンペのこの「最後の」という見方には問題があろう。

(64) H. Beumann, *op. cit.*, S. 307. I.S. Robinson, *op. cit.*, p. 414.

(65) 彼女は少なくとも一〇七九年二月まで王とグレゴリウスの和解のために努力した。

T. Struve, *op. cit.*, *Mahlilde*. SS. 42-46.

(66) J. Vogel, *op. cit.*, *Gregor.* S. 60. 100. C. Schneider, *op. cit.*, S. 78. 80. 参照。

(67) カノッサ後のハインリヒとルードルフの対立の中でグレゴリウスの目標が、王問題の解決をもつての改革の推進であったと見られるように、彼がどちらの王であれ、王との協力という基本的には二剣論の伝統に立っていたことは明らかである。

J. Vogel, *op. cit.*, *Gregor.* S. 255. 参照。

(68) *ibid.* S. 130. 171.

(69) 前掲拙稿「ハインリヒ四世とトリブール会議」(一)一九ページ。

- (70) E. Boshof, *Die Salier*. (1987) S.232. C. Schneider, *op. cit.* S. 209.
- (71) H. Kaller, *Zwischen regionaler Begrenzung und universalem Horizont 1024–1250*. (*Propylien Geschichte Deutschlands*, II, 1986) S.183.
- (72) J. Vogel, *op. cit.*, Gregor. S. 254.
- (73) グレゴリウスは、ドイツの改革が陥った危機に対してその責任を司教たちに見、彼らを悪魔に惑わされた者としている。
- (74) C. Schneider, *op. cit.*, S. 93. 97. Reg. II, 11.
- (75) K. Hampe, *op. cit.*, Kaiser, S. 82.
- (76) C. Schneider, *op. cit.*, S. 91, 212. 参照。
- (77) シュナイダーは、グレゴリウスのハイน์リヒへの「幻滅」という表現を二度使っている。
ibid., S.91, 94.
- (78) ハンペは、グレゴリウスの一〇八〇年のハイน์リヒへの破門について、激しく興奮した表現の中に自らの敗北についての怒りが反響していたと述べている。
- K. Hampe, *op. cit.*, *Herrschergestalten*, S. 125.
- 例えばごく一般的な理解だがヘルゲメラーは、一般的な倫理上そして宗教上の墮落の中心点としてあらゆる形態のニコライティズムやシモニアに対して戦われたが、この戦いは必然的にドイツ王権、皇帝権とのきびしい争いにつながったと見てい⁹⁰。
- B.-U. Hergenöller, *op. cit.*, S. 45.

(本稿(二)は人文学第一六一号に掲載予定にして居ります。平成七年十一月十四日稿)